

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年3月16日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

- (1) 業務名
令和5年度移住促進に係るPMO（全体管理）業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島市中区基町10番52号
広島県地域政策局地域力創造課（広島県庁南館2階）
- (5) 事業予算額
13,061千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加資格要件として、次の事項を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県地域政策局地域力創造課（広島県庁南館2階）
電話（082）513-2581（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和5年3月16日（木）から令和5年3月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和5年3月30日（木）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和5年3月31日（金）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和5年4月12日（水）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、令和5年度移住促進に係るPMO(全体管理)業務委託事業者選定委員会が審査し、

最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、提案書の提出が3件を超えた場合、全提案の中から優れた提案3件程度を、第1次審査（書面審査）により選定し、第2次審査（プレゼンテーション審査）により、最優秀提案者を決定することとする。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「令和5年度移住促進に係るPMO（全体管理）業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

第1次審査（書面審査）：令和5年4月17日（月）

第2次審査（プレゼンテーション審査）：令和5年4月21日（金）

上記日程に、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「55C システムの設計・開発」、「55E ホームページ作成・管理」、「55G ITコンサルティング」、「56A 広告・広報」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 県の競争入札参加資格の認定

県の競争入札参加資格の認定を受けていることを参加資格要件としなかった場合で、最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定手続きを行うものとする。ただし、すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県地域政策局地域力創造課（広島県庁南館2階）

電話（082）513 - 2581（ダイヤルイン）

メールアドレス chisouzou@pref.hiroshima.lg.jp